

座 席 相 論 考

——伝法院方金剛峯寺方確執原因への一試論——

小 笠 原 弘 道

はじめに

「座席相論」とは、長承三年（一一三四）、金剛峯寺の官位をめぐる、金剛峯寺方と覚鑿方が激しく衝突した事件で、この事件をきっかけに、双方は長きにわたって対立・抗争を展開していくわけであるが、その原因はいかなることにあったのだろうか。

これについて櫛田良洪氏⁽¹⁾は、興教大師覚鑿（以下覚鑿と略称）が、長承元年（一一三二）、大伝法院・密厳院を建立し、また寺領を次々と獲得していくなど、高野山上において勢力を拡張していったことなどから両者の激しい対立が生じたとし、この事件の原因は、金剛峯寺方の「大伝法院に対するねたみ以外の何物もなかった」と、感情的な問題としてとらえられているが、はたしてそうであったのだろうか。

そこで小稿では、この相論の経過をできるだけ詳細に見ていくことにより、若干の問題を指摘、検討していきながら両寺確執の原因の一端にせまってみたい。

なお、便宜上、この相論の経過を発生と展開の二段階に分けて論を進めていくこととする。

(1) 相論発生

まず、座席相論が、いつ、どのように発生したのかについて考えてみたい。

長承三年（一一三四）六月十九日、金剛峯寺常住僧の一部（主に山籠・入寺位の僧）⁽²⁾から、このころ金剛峯寺座主を兼摂していた東寺長者の元に、「金剛峯寺山籠入寺三昧衆等謹解、申請長者法印御房政所裁事」⁽³⁾なる一通の解状（上申書）が提出された。「史料一」は、その解状の一部であるが、これにより事件の発生の起因について知ることができる。

〔史料一〕

金剛峯寺山籠入寺三昧衆等謹解、申請長者法印御房政所裁事^(定海)

言上二箇条

一、請^テ特蒙^ニ 恩裁^ニ、停^ニ止^ニ兩寺交座^ニ、伝法院山籠入寺、不^レ被^レ書^ニ本寺交衆一烈^ヲ、⁽⁴⁾子細愁状（中略）彼伝法院者、覺鑊上人之勸進、太上天皇創造先畢、是以申^ニ下別院官符^ニ、始^ニ為^ニ末寺座主^ニ、恣^ニ本寺事務^ニ、山内執行、將^ニ是東寺一同歎、門第一相之愁^ニ也、而則兩寺交衆札^ヲ為^ニ各別^ニ、共祈^ニ皇帝萬歲之春秋^ニ、若猶有^ニ交座^ニ者、崇^ニ末廢^ニ本^ニ、（中略）情思^ニ伽藍之陵遲、落淚百千行、案^ニ本寺之破滅^ニ、悲泣千萬度、所以者何、以^ニ弱少之輩^ニ、為^ニ山籠^ニ、以^ニ幼稚之類^ニ、為^ニ入寺、故被^ニ超越^ニ之老僧、懷^ニ愁歎^ニ隱居^ニ、所^ニ昇進^ニ小僧^ニ、住慢拳赴、末^レ感^ニ恩^ニ、行業之功勞小^ニ同烈人^ニ、或計^ニ夏藤之次第^ニ、多後進輩依^ニ之^ニ、互相妬、寺役闕怠、行法懈怠者、隔^ニ別本末^ニ、停^ニ止^ニ一烈交座^ニ給者、衆等勵^ニ愚鈍性^ニ、催^ニ臆昧心^ニ、如說如法勤^ニ仕寺役^ニ、願早達^ニ叡聞^ニ、於^ニ上皇^ニ令^ニ停^ニ止交座兼官^ニ給矣、

一、請^テ特蒙^ニ 広恩裁断^ニ、為^ニ覺鑊上人^ニ、制^ニ止^ニ本寺入堂寺役^ニ、永断^ニ絶仏事不案^ニ愁状^ニ

右覺鑒上人伝法院、補_レ任山籠入寺_二之_一冠、雖_レ被_レ申_{可_レ書}本寺山籠入寺上_二之_一由、依_レ無_二本家仰_一、不_二承引_一之間成_レ願、被_レ懸_二彼末寺之輩_一、悉停_二本寺夏中寺役_一之条、頗未曾有事也者、停_二止兩寺兼官_一、各專_二一寺之勤_一、不_レ斷_二絶仏事_一、夫於_二末寺_一者、味道之客、自_レ西自_レ東雲集、求法之賓、于_レ朝于_レ夕星繁、或以_二南北二京客僧_一為_二修学_一、或以_二七大諸寺之浪人_一為_二供僧_一、(中略)仰願曲傾_レ慈垂_二鴻恩_一、隔_二別本末兼官_一、令_レ停_二止一烈_一交座之札_一者、將_レ仰_二憲法之貴_一、仍注_二由緒_一、以解、

長承三年六月十九日

高野山住僧等

(下略)

(「根来要書」中)

さて、この解状は「言上二箇条」とあるように、その体裁は二カ条から成っているものの、内容的には次の三点について申し述べられている。すなわち、

(1)金剛峯寺と大伝法院は、本寺・末院の關係にあるのに、末院の僧等が本寺の「山籠」「入寺」という階位の、しかも上位に名を列ね、交衆(法会などの寺役を勤仕しつつ、階位を歴任する)僧となることは、末院を崇め、本寺を蔑むことになるから「則兩寺交衆札為各別、共祈皇帝萬歲之春秋」るようにすべきである。

(2)そもそも、金剛峯寺の席次や階位は、法藏年数によって決定され、定員数がほぼ決まっているにもかかわらず、大伝法院の、しかも藏次の浅い僧や年若い僧が山籠・入寺に就任することとなつたため、「故被超越之老僧、懷愁歎隱居、所昇進小僧、住慢拳赴」などの事態が生じ、今までの金剛峯寺の慣習が崩れ、機能が滞ってしまったので、これも止めさせるべきである。

(3)本来、檢校や山籠などの補任権を有する本家(東寺長者の許可がなくては、階位に就くことはできない)にもかかわ

らず、前述のごとく覚鑊は大伝法院の僧を（金剛峯寺の）階位に勝手に兼官させてしまっているが、すぐに止めさせ、金剛峯寺への出入りも禁すべきである。

である（尤も、これらは金剛峯寺方の言い分であって、当然、自分たちにとって有利な情報しか述べ立てていないであらうということも考慮しなくてはならないだろうが。というのも、この解状において、金剛峯寺方は伝法院方と本末関係にあるということをさかんに強調しているが、そもそもこのころ本末関係というのは、本寺が末寺に対し、いわば機構的経済的管理支配を行うことを意味した。つまり、本寺は末寺の所有する田畠などを管理・保護する権限をもち、⁽⁴⁾末寺の住職等の任免権も有していたのである。⁽⁵⁾しかし、実際に両寺院にこのような関係が成立していたとは考えられないのである）。

とにかく、この解状によれば、覚鑊は、大伝法院の座主に就任すると、金剛峯寺方と大伝法院方が一同に会し、金剛峯寺において法要を営んだり、大伝法院方の僧が金剛峯寺の山籠・入寺といった階位に就くことを提案し、それを実行したのであるが、金剛峯側寺（特にその影響をまともに受けた山籠・入寺の僧等）は、猛反発し、解状により訴えるという手段に出たのである。つまり、事件は、覚鑊が一方的に兼官を行なったことに端を発したといえる。

では、なぜ、覚鑊は兼官を企図し、実行したのであろうか。そこで、覚鑊が兼官を実行に移したのはいつごろだったのか、ということから考えてみたい。

さて、「史料1」の傍線⑦の部分によれば、「別院官符」が下付され、その官符により覚鑊は大伝法院の座主に就くと、金剛峯寺の寺務をほしきままにし、山内を執行した、⁽⁶⁾とあり、兼官は「別院官符」が下付された後に行われたであらうということがわかる。つまり、「別院官符」がいかなるものであったかがわかれば、兼官実行の時期についてのおおよその見当がつく。

〔史料Ⅱ〕

請官符狀

金剛峯寺

謹請官符事

右長承三年五月八日官符你、太政官牒金剛峯寺、應以大伝法院并密厳院^ニ為^ニ御願所^ニ、補任所司定額僧等^ト事、
一大伝法院

座主一人、上座一人、寺主一人、都維那一人、学頭二人、供僧十五人、学衆卅六人、^{補山}練行衆六人、權学衆七
十人之内卅口^ニ補入寺、夏衆伍十人、久住者六人、預三人、承仕三人、大炊三人、花摘三人、

一密厳院

院主一人、供僧六人、聖人拾五人、練行衆六人、承仕六人、大炊三人、

右得^ニ院^ニ應去月卅日奏狀^ニ称、謹檢^ニ案内^ニ、紀州高野山建^ニ立件^ニ兩院^ニ、且起^ニ上皇之勸慮^ニ、且依^ニ覺鑊勸進^ニ也、土木功
成、供養先畢、今須守^ニ傍例^ニ、被^ニ定^ニ置所司定額僧等^ニ也、注^ニ其員數^ニ、而為^ニ恒例^ニ、二百余僧中、有^ニ其闕^ニ之時、座
主^ニ択^ニ法器^ニ、欲^ニ令^ニ定補^ニ、於^ニ座主職^ニ者、覺鑊門跡之中、以^ニ住山不退弘法利生之者^ニ、師資相承、次第讓補、密厳院
事、同以知行、名雖^ニ兩院^ニ、實是一門之故也、當時不^レ申^ニ官符^ニ、後代恐^ニ乱^ニ院務^ニ、望請、因^ニ准先例^ニ、以^ニ件兩院^ニ為^ニ
御願^ニ、永賜^ニ官符^ニ、補^ニ任所司并定額等^ニ、(中略)

長承三年六月四日

都維那法師

〔根来要書〕上

〔史料Ⅱ〕は、「金剛峯寺請官符狀」^(?)なる書狀に記述された大伝法院及び密厳院の僧団組織を院庁が公認した官符

の写しである。

これによると、長承三年（一一三四）四月三十日、覚鑱は院庁に対し、大伝法院及び密蔵院を鳥羽上皇の御願寺（天皇、上皇などの私的な祈願所）とし、所司（莊園や寺院の実務などを行なう）や定額僧等を定置することを申請し、五月八日、それを認可する太政官符が下付された、ということがわかる。

つまり、大伝法院の僧団組織は、この官符により御願寺としての機能を有する組織⁽⁸⁾として正式に公認されたことになるが、ここで注目すべきは、この官符の中で「於座主職者、覚鑱門跡之中、以住山不退弘法利生之者、師資相承、次第讓補」す、と述べられているように、大伝法院座主職設置についても、ここにはじめて認可されたということである。すなわち、覚鑱はこの官符により座主に就任したのであり、このことから、「別院官符」というのも同じ官符を指していたことが理解できよう。

ところで、この官符は大伝法院の僧団組織を院庁が認可したというだけでなく、覚鑱が兼官を実行する上で極めて重要な意味を持っていた。

というのは、大伝法院の構成を表記している中の学衆・権学衆の所で、「学衆卅六人、^{補山}権学衆七十人之内卅口補入寺」と述べられているように、大伝法院の学衆・権学衆の者が、金剛峯寺の山籠・入寺に就任することをも院庁は認めているからである（この学衆・権学衆であるが、大伝法院内でどのように機能していたのかという点と、「学道」Ⅱ教学の最高指導者である学頭の下で、伝法二会などの論議や法会等を修学履行する役を担っており、教学に専心していたこと⁽⁹⁾から、いわば大伝法院の中心的存在であったといえる）。

それにしても、なぜこのような認可を受けることができたのだろうか。これについて論証することは極めて困難であるが、あえて推論が許されるならば、覚鑱は、伝法院の御願寺化の認可を院庁Ⅱ上皇に申請した際、伝法院が鳥羽上

皇の御願寺としての機能を有するようになれば、その定額僧である大伝法院の僧が、金剛峯寺の寺役を勤めることで、王法仏法は共にますます繁栄するでしょう等々のことを述べ、ぜひとも兼官できるよう請願したのではなからうか。もっとも、上皇自身、金剛峯寺に対する大伝法院の位置について、「建立伝法院、申寄御願寺、定置座主以下職、^(金剛峯寺)是彼寺仏事弥為繁昌、此院行法不可断絶之故也」^(大伝法院)という認識でとらえていたため、覚鑑の思惑は比較的簡単に認められたと思われる。

いずれにせよ、これまで見てきたことから、覚鑑は、五月八日の官符により、伝法院を御願寺として機能することの認可を受け、さらに、学衆・権学衆を山籠・入寺に補すという「国家の権威に裏づけられた任命」を受けると、すぐに兼官を実行したということが理解できよう。

では、覚鑑は何を目論んで、山籠・入寺の上位に学衆・権学衆を兼官させたのだろうか。ここでは、大伝法院における学衆・権学衆の機能を念頭に置きつつ、金剛峯寺僧团组织における山籠・入寺の位置付けを試み、それを探ってみる。

さて、院政期から中世前期における金剛峯寺の僧团组织については、現存する史料の少なさから、あまり研究されていないもの⁽¹¹⁾、現在までに以下のことがわかつている。

(1) 僧团组织全体を「大衆」と称し、その中核として「衆徒」⁽¹²⁾（学侶）という集団が存在し、寺院運営、荘園支配などの中心に位置した。

(2) 「衆徒」の長老格が、座主により検校に補任される。また「衆徒」には、上位から阿闍梨―山籠―入寺―三昧―久住者―衆分、という階位（Ⅱ官位）があって、主に臈次により昇進していく。この内、衆分のみ定数がなく、その他は定員化している。

(3) 諸堂における法会等の主要な配役は、「衆徒」の高位の者が行なっていた。

(4) 検校は「大衆」の管理を任されていたが、「大衆」内部の諸問題の解決、処理は、自治組織に委ねられていた。

これらにより、僧団組織内における山籠・入寺の位置付けがある程度可能となろう。すなわち、山籠・入寺は、僧団組織の主導的中心的役割の「衆徒」に属し、その中でも上位に位置し、法会等の寺役には必要不可欠な存在であったということである。

しかも、入寺以上の階位の僧には、山内諸堂の供僧補任にあづかる資格があり、また『高野山検校帳』などによれば、執行職には山籠以上の者が補任されるという諸特権が存在していた⁽¹⁴⁾というところで、これらも考え合わせれば、山籠・入寺は、「大衆」内部において支配的特権的地位を構成する存在であったといえよう。

以上のことから賞饗は、特権的地位である山籠・入寺の上位に学衆・権学衆の僧を就かせることにより、高野山上における大伝法院の地位の向上を目指したのではないだろうか、ということが直ちに考えられるが、兼官の目的を知るためには、さらに当時の金剛峯寺での「衆徒」の活動状況を把握しつつ、問題にせまらなければならない。

ところで、律令制国家における大寺・国分寺・定額寺等（いわゆる古代寺院）の財政は、そのほとんどが国家からの給付によって運営されていたが、律令体制が崩壊する十世紀を境として、古代寺院は必然的にその給付を得ることが困難となり、国家的援助に代わる新たな財政基盤の模索にせまられていた。

しかるに、金剛峯寺もその例に違わず、古代から中世への転換期を乗り越えなければならず、そのための新たな財政基盤として寺領・荘園の獲得運動を展開するのである。その際、金剛峯寺がとった最も基本的な政治方針は、摂関家をはじめとする中央権門貴族や在地領主との連繫を深め、それを楨杵として国衙権力の侵攻を排除しつつ山籠へ荘園を集中させること⁽¹⁵⁾にあった。

すなわち、このころの金剛峯寺における「衆徒」の活動の重点は、権門勢家と関係を結ぶため極めて有効であった祈禱修法に大きく傾き、教学修習は等閑視される傾向にあった。そのためか、金剛峯寺では「衆徒」に論義等の学道履修は必ずしも義務づけられておらず、⁽¹⁶⁾ 論義は一応行なわれていたものの、「衆徒」の一部のみによってであった。⁽¹⁷⁾ しかも、階位昇進の基準は法臘年数であり、学道履修はそれには含まれなかったのである。⁽¹⁸⁾

〔史料Ⅲ〕

（上略）建^ニ立伽藍、護^ニ持仏法、紹^ニ隆密藏、鎮^ニ押国家、崇^ニ重智行、初^ニ励修学、簡^ニ去凶徒、安^ニ堵禅侶、是^ニ則遍照^(空海)高祖本誓、諸仏大師之素懷也、（中略）大師云、不^レ可^レ求^ニ藕次、修学為^レ先云々、又云、法資^レ人弘、人待^レ法昇、人法^レ一体、不^レ得^ニ別異云々、是故尊^ニ重智人、則尊^ニ仏法、輕^ニ毀智人、則輕^ニ毀仏法、撰^ニ智行、施^ニ官職、置^ニ座上、意在^レ斯歟、（下略）

（根来要書「下」）

一方、覚鑊は「本願上人五箇条注文」⁽¹⁹⁾（史料Ⅲ）の中で、伽藍を建て仏法を護持し、密教を紹隆して国家を鎮護するには、まず、智行を尊重し修学を奨励して凶徒を山上から排除し、禅侶たちに安堵を与えることであると弘法大師はお考えになっていたのであるから、法臘などに由らず、とにかく智行のある人を撰んで官職を与え、座上に置かなければならない。なぜならば、智慧のある人を尊重すれば仏法を崇めることができるが、智慧を軽んずるような人は仏法をも軽んずるからである、と述べているように、仏法興隆のためには教学の修学研鑽を最重視すべきであると考えていたようである。

これらのことから判断すると、覚鑊は兼官することにより、山上、特に弘法大師空海が開いた金剛峯寺における教学振興の実現を図ろうとしたのではなからうか。つまり、そのためには金剛峯寺に対し、教学最重視を標榜している

大伝法院の優位性を強調する必要がある、「衆徒」の上層クラスである山籠・入寺の、しかも上位に、教学の履修に専心している学衆・権学衆を配し、論義等を活発に行なうようにし、教学の復興に努めようとしたと思われる。

(2) 金剛峯寺方「離山」

さて、覚鑊の兼官実行の目的は、前述のごとく山上での教学振興の実現にあったのであるが、この兼官実行に対し、金剛峯寺側はどのような対応で臨んだのか。事件の展開の段階を見つつ論を進めてみたい。

ところで、六月十九日の解状は、「申請長者法印御房政所裁事」とあることから東寺長者＝金剛峯寺座主へ直接裁決を求めたものである、と判断してしまいがちであるが、その内容から、実際は東寺長者を通して鳥羽上皇に訴えてほしいというものであったことがわかる。つまり、この解状提出の目的は、覚鑊による大伝法院方の兼官を官符により認めた上皇に対し、その認可の取り消しを求めたことにあったといえる。

そこで、この解状に対し八月二日、次のような院宣⁽²⁰⁾が下った。

〔史料Ⅳ〕

(上略) 而凶徒之輩、狼戾之甚、偏背^ニ官符之旨、忽成^ニ座席之相論、頻称^ニ衆徒^ニ狼企^ニ騒動^一(中略) 何況以^ニ智慧^一、必為^ニ先^一、以^ニ年齒^一未^ニ為^一先、令^ニ勵^ニ修学^一、与^ニ致^ニ濫行^一、何理何非能可^ニ思量^一歟、以^ニ經王之說^一、譬^ニ天子之勅^一、背^ニ之者五逆也、輕^ニ之者重罪也、早以^ニ官符^一山籠入寺等、可^ニ令^ニ烈^ニ同官座上^一、永為^ニ流例^一、敢莫^ニ違失^一、無縁無怙客僧住侶、只誇^ニ大伝法院之依怙^一、可^ニ勤^ニ金剛峯寺之仏事^一、偏依^ニ大会之功力^一、非^ニ期慈尊之出世^一哉、(下略)

〔根来要書〕上)

これによると、院庁は、「衆徒」組織の階位を決定する際の基準は法蔵年数によるのではなく、まず第一に智慧を

重視すべきであるという覚鑊の考え方を認め、大伝法院の僧は、堂々と(金剛峯寺の)寺役を勤めるべきであると主張し、覚鑊方を全面的に支持したのである。これに対し、金剛峯寺方については、むやみに騒動を起こした「凶徒之輩」と非難し、しかも検校良禪、阿闍梨聖仁、尋賢らをこの事件の張本(首謀者)と決めつけ、その他の加担した者の名前も注進するよう命じた判決(金剛峯寺方の迷惑とはまったく異ったものであった)⁽²¹⁾が下されたのである。

そもそも御願寺というのは、上皇にとっていわば私的財産のような存在であつたため、上皇がそれに対し不利な裁決を下すことは考えられず、覚鑊方を支持したのはある意味では当然だったのかもしれない。

しかし、金剛峯寺方は、この院宣を聞き入れるどころかさらに激しく反発する。

まず、八月二十一日、⁽²²⁾今度は検校良禪以下二〇六名の連署により奏状を提出した。それによると、大伝法院方の兼官の停止を再び訴えると同時に常住僧ら五百余名がすでに山を降りたことを強調しつつ、「今寄事於伝法院、欲推満山之間、非例多端、異論紛論偏、縦雖自今以後、訴訟不絶敷、於覚鑊者、或現身成仏、或企即生入定、何強好寺務、治罰衆僧乎」と覚鑊を非難した。そして、八月二十六日、⁽²³⁾検校以下住僧ら八十五名は、高野山鎮守社である天野社へ下つて「い、わゆる『離山』——結集し、翌二十七日、(六月十九日提出した解状の)要求が実現されない内は一人も帰山しないこと、もし処罰者が一人でも出れば皆同罪であるという起請文を作成し、決意を固めるに至ったのである。

以上のように金剛峯寺方は、(覚鑊の兼官実行に対し)離山行為等により寺役をボイコットするなど極めて強行な態度で抗議するわけであるが、ここで注目されるのは、伝法院方に対する反発がはじめ常住僧の一部のみだったが、事件が展開するに従つて検校以下「大衆」挙げての抗議へと変化している点である。

このことにより、この事件は金剛峯寺方にとって「衆徒」集団内だけのことではなく、寺院運営機構全体にかかわ

る重大な問題をはらんでいたのではないかということが予想される。その重大な問題とは一体何だったのか。以下、そのことについて考えていくことにしよう。

前述の長承三年（一一三四）八月二十七日の起請文によると、例の「離山」行為は、「大衆」の決議により決定し実行されたようであるが、このころ金剛峯寺方には、寺内の諸問題（僧侶の統制、荘園管理、他勢力との紛争等）について協議する機関として僧侶集会評定が制度として確立しており、寺院内の自治組織として機能していた。

この集会評定は、評定事書や置文の連署などから判断すると、⁽²⁵⁾ 検校や「衆徒」の一部が中心となって寺院運営や荘園管理支配など寺内におけるさまざまな問題を処理していたようであるが、その内、特に「年預」「行事」「預」という役職名を冠し連署している者が存在していた。

この年預・行事・預は、総称して「三沙汰人」⁽²⁶⁾ と呼ばれ、例えば僧侶集会評定では、集会の開催、決議事項の記録及びその沙汰などを行ない、評定の決議事項を三沙汰の署名によって「法令」「憲法」として発効するなど幹事的役割を果たしていた。⁽²⁷⁾ また集会評定以外でも文書・宝物の管理等も行なうなど寺院内の自治上、極めて重要な役割を担っていたのである。⁽²⁸⁾ つまり寺院内の自治管理については、三沙汰人がその主導権を握っていたといえる。

ところで、この三沙汰人には「衆徒」の中のどのような階位の僧が任ぜられたのだろうか。これについては、和多昭夫氏が、「年預は大体平安時代末期の天治元年以来鎌倉時代末期の正応頃迄は山籠位の者が占め、（中略）行事は時に山籠位もあるが、大体入寺位が当り、預には平安時代末期迄三昧位の者が任に当」⁽²⁹⁾ っていたとし、しかもそれぞれの階位の上位の者がその任に就いていたということを描いている。

さらに、それらの出自を見ると、寺領⁽³⁰⁾及び近辺の在地勢力出身者が多かった。⁽³¹⁾ これは、寺院内部の僧の統制以上に寺院経営の必要から寺領の管理、荘民の把握が極めて重要であったためである（ところが大伝法院の僧は、「或

以_二南北二京客僧_一為_二修学_一、或_以七大諸寺之浪人_一為_二供僧_一⁽³³⁾といわれているように、外部からの者がほとんどで金剛峯寺領出身者はほとんど存在しなかった。

つまり、以上のことから、かかる金剛峯寺方の抗議運動は、覚鑊方が山籠・入寺への兼官を実行したことにより、寺領と密接な関係にあった僧团组织が解体され、僧侶集会評定、あるいは三沙汰人といった自治機能が覚鑊に管理支配されるのではないかということを恐れての抵抗だったのでは、と考える。

おわりに

院庁は、こうした金剛峯寺方の抗議にもかかわらず九月二十一日、離山僧侶の帰山と張本の追放を命じ、凶徒に対しては以後嚴罰に処するといった院宣を下したのである。この院宣により金剛峯寺方の結束が崩れ、覚鑊に対し怠状・起請あるいは二字を捧げて帰順するものが続出した⁽³⁵⁾。そして、保延二年（一一三六）の「両寺一味奏状」に「去々年九月、追却良禅身被_レ壞_二聖仁_一」（中略）同十二月、覚鑊偏奉_二行山上_一とあるように、覚鑊はこの事件により、結果的に金剛峯寺座主を兼摂することになる。

さて、いままで見てきたように座席相論は、覚鑊が大伝法院の学衆・権学衆の僧を山籠・入寺位に兼官させたことに端を発するわけであるが、これは金剛峯寺の教学振興を表現し、同寺を、いわば「大伝法院化」しようとした意図によるものだったと考える。しかし、金剛峯寺方は、莊園管理体制と自治組織を侵害されたと強烈に反発するのである。

いずれにせよ、金剛峯寺方の一連の抗議運動は、櫛田氏が述べられているような大伝法院の勢力拡大に対するねた、みといった感情的なことによるものではなかったのである。

註

- (1) 楠田良洪氏著『覺鑒の研究』二八三頁
- (2) 山籠や入寺というのは、金剛峯寺僧团组织における階位(「官位」)の一つ。これらについては後に詳述する。
- (3) 「二箇条申文」(『興教大師伝記史料全集』以下『伝記全集』と略記す。一〇〇一—一〇〇四頁)
- (4) 黒田俊雄氏著『寺社勢力—もう一つの中世社会』(岩波新書)五二頁
- (5) 和多昭夫氏稿「中世高野山教団の組織と伝道」(『日本宗教史研究』1組織と伝道 六六頁。以下これをA論文と略記す。)
- (6) 元々、山内の寺務を掌握しているのは執行職(この時は検校良禪)で、その任免権は金剛峯座主東寺長者が保有していたのであり、覺鑒がどのような形で寺務を掌握していたのかは不明であるが、このことからすでに金剛峯寺内に於いてかなりの発言力を有していたことは注目されよう。
- (7) 『伝記全集』六七三—六七四頁
- (8) 伝法院方が保有する荘園は、これにより御願寺領となり広義には上皇の支配下におかれることになるのであるが、国衙等の侵害は受けず(不輸不入権の確立)に、開発が進められた。
- (9) 和多昭夫氏(A論文参照)
- (10) 「長承三年院宣」(『伝記全集』一〇〇五頁)
- (11) 主な研究論文を上げると、和多氏A論文、黒田俊雄氏稿「中世寺社勢力論」(『岩波講座日本歴史』6、中世2所収)、田中文英氏稿「荘園制支配の形成と僧团组织」(『中世社会の成立と展開』収収)、平瀬直樹氏稿「中世寺院の組織構造と荘園支配」(『日本史研究』二六七号所収)、同氏稿「中世寺院の身分と集団」(『中世寺院史の研究』下所収)、山陰加春夫氏稿「高野山と膝下荘園荘官層」(『高野山史研究』創刊号所収)など
- (12) 学侶は行人、聖に対して普通衆徒と呼ぶ(和多昭夫氏A論文)
- (13) 和多昭夫氏(A論文、六六頁)、田中文英氏(前掲論文、二八二頁)
- (14) 「高野山検校帳」(『高野山文書』七所収)、和多昭夫氏(A論文、六六頁)
- (15) 田中文英氏(前掲論文、二三八頁)
- (16) 和多昭夫氏(A論文、六二頁)
- (17) 和多氏A論文によれば、「衆徒」は学道履修の有無によって二派に分けられていた。つまり、論義は、学道履修派によって行なわれていた。
- (18) 例えば、検校は学道を履修しなくてもなりえた。
- (19) 『伝記全集』七一八—七二〇頁
- (20) 「長承三年院宣」(『伝記全集』一〇〇五頁)
- (21) 黒田俊雄氏著『寺社勢力—もう一つの中世社会』

- (22) 「金剛峯寺奏状」(『伝記全集』一〇〇六～一〇〇九頁)
- (23) 「謹請起請事」(『伝記全集』一〇一三～一〇一四頁)
- (24) 同右
- (25) 例えば、「天治元年高野山下文」(『高野山文書』七所収)
「大治四年官省秘莊住人愁状」(同 右所収) など。
- (26) 年預はこの内、最も重要なポストであった。
- (27) 和多昭夫氏稿「中世高野山の僧侶集会制度」(『密教文化』四四・四五号、二二頁、以下、B論文と略記す)
- (28) 和多昭夫氏(B論文、二二頁)
- (29) 和多昭夫氏(B論文、二二頁)
- (30) ころころ山麓に保有していた莊園は、官省符莊と名手莊のみ。
- (31) 和多昭夫氏A論文。田中文英氏前掲論文、山陰加春夫氏前掲論文など
- (32) 和多昭夫氏(A論文、七八頁)
- (33) 「二箇条申文」(『伝記全集』一〇〇二頁)
- (34) 「凶徒治罰院宣」(『伝記全集』一〇〇九～一〇一〇頁)
- (35) 「長承年中離山人々起請怠状」(『伝記全集』一〇一〇～一〇三一頁)
- (36) 『伝記全集』七〇六～七〇七頁